

問う2つの裁判報告(21)

東日本放射能災害

福島を訪問して放射能汚染の現状を調査した。郡山近郊の無人駅舎内で、 $0.5\mu\text{Sv/h}$ だった。(年間換算では約1万倍して 5mSv となる)。しかし、道路脇は $2\mu\text{Sv/h}$ だった。つまり、屋内にいと被曝を4分の1にできることになる。雨にあたった所と当たらない所の違いで、原因は雨であることが分かる。この関係はどこでもほとんど同じだった。

この後、郡山から福島、小春、飯館、南相馬を回って、農地(特にハウス)を調べた。一般にハウス内の汚染は外の半分だった。そしてハウスの雨の流れ落ちる周辺はハウス内の3倍であった。つまりハウス内の農地は耕作可能な所もあることが分かった。

①東京大学による憲法違反・名誉毀損事件

前回は報告したように、被告3人(小宮山宏前東大総長、明日香寿川東北大学教授、濱田純一現東大総長)が、東京大学を悪用して、彼らの政治課題を遂行しようとした事件(小宮山等事件)を追加した。この事件は、東京大学事件に併合審査される。

これからの裁判日程は、小宮山等事件の第1回口頭弁論が5月24日(火)に行われ、ここで被告小宮山等は、訴状を認否する答弁書を提出する。この後、6月24日(金)の弁論準備で、両事件をまとめて原告は、被告側に対する証人尋問を簡潔にするための求釈明書を提出し、その次の口頭弁論でこれに答える被告側の準備書面が提出される。

なお、前回の弁論準備で、裁判長は被告の言う三段論法は理解できないと述べたことに被告は釈明する準備書面(5)を提出した(pdf 181)。これは、9項目の特徴の内、最後の項目(三段論法の誤謬)について述べたものである。この弁論準備で、「この準備書面の2(2)は三段論法になっていない。どれがSで、どれがMで、どれがPなのか」と質問したら、被告側の弁護士は「これはSMPで示す代表的三段論法ではない。三段論法にはいろいろある」と答えた。東京大学も地に落ちたものだ。

②気象学会による第二論文発表妨害事件

第1回口頭弁論において、被告は答弁書(pdf 182)を提出した。原告は、認否もしないし、釈明もしないということは、原告の主張に反論しないということか、と質問した。これを受けて、裁判長は、認否して事実関係を明らかにするよう被告側に促した。

第2回口頭弁論、11年5月18日午後1時半、東京地裁708号法廷